

## 菰野町住民対応における対話型 AI 導入業務に係る公募型プロポーザル評価基準

### 1. 審査方法

本プロポーザルの審査は、プロポーザル審査委員会で行う。発注者にとって最適なシステムを選定するため、企画提案書等、プレゼンテーション及びデモンストレーションについて評価を行い、評価点数の合計による総合評価で最も高い点数を得た者を優先交渉権者とする。

審査結果についての異議は、一切認めない。ただし、審査の結果、総合評価合計点数が全体配点の 50%に満たない場合は、順位が 1 位の場合であっても優先交渉権者としなないことがある。

### 2. 審査内容と配点

#### (1) 総合評価合計点数 (700 点満点)

企業評価点、価格評価点、機能評価点、企画提案評価点を足した合計とする。  
別紙採点基準表に基づき評価を行う。

#### (2) 企業評価 (180 点)

企画提案書等により書類審査を行う。

#### (3) 価格評価 (100 点)

見積書により書類審査を行う。

#### (4) 機能評価 (190 点)

機能要件一覧により書類審査を行う。

#### (5) 企画提案評価 (230 点)

プレゼンテーション及びデモンストレーションにより審査を行う。審査委員は、審査委員会設置要領に基づく委員とする。各審査委員の判定の合計係数に配点を乗じた点数の合計を審査委員数で割った点数 (単純平均) を企画提案評価点とする。審査委員の出席人員については、審査委員会設置要領に基づき会議の開催人員を満たすものとする。審査委員の構成は、すべての提案者に対して同じ者で評価を行う。

#### (6) 端数処理

各評価項目の合計で小数点以下が出た場合は、評価項目毎に四捨五入して、整数の値を評価項目とする。

#### (7) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・ 見積金額合計が提案上限額を超える場合
- ・ 参加申込書の参加資格要件を満たさない場合
- ・ プレゼンテーション審査に欠席した場合
- ・ 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ・ 正式な契約を締結するまでの間に、別に掲げる本業務のプロポーザル実施に係る公告を満たさなくなったとき。
- ・ 選定結果に影響を与えるおそれのある不誠実な行為を行ったとき。